

令和7年度随時監査等結果報告に対する措置について

教育部スポーツ課

指摘事項	措置の内容
<p>(1) 見積書の徴取が適切にされていなかったもの</p>	<p>予算執行伺により決裁権者の意思決定を受けることなく見積業者として2者を特定し、また、別の事業では、予算執行伺により1者随意契約の妥当性の審査がされることなく見積業者として1者を特定し、決裁権者の意思決定を受けないまま、口頭の依頼により見積徴取を行っていた。</p>
<p>(2) 請書の徴取が適切にされていなかったもの</p>	<p>事業開始前までに請書を徴取していなかった。</p>
<p>(3) 書類の管理等が適切にされていなかったもの</p>	<p>ア 契約業者決定の根拠となる、業者から徴取した見積書を紛失していた。</p> <p>イ 令和6年4月から事業開始までの間に、意図や用途が不明な参考見積書を業者から複数枚徴取していた。</p> <p>ウ 送付された請求書について、開封はされたものの内容は確認されず、机上で山積する他の書類の中に紛れた状態であった。</p>
<p>(4) 文書の起案が適切に行われなかったもの</p>	<p>遡及事務の中で行った予算執行伺について、文書収発簿上は令和6年8月上旬ごろに文書番号が附番されているものの、実際の事務処理は令和7年2月まで行われていなかった。事業開始前までに契約事務を完了していなかったことがそもそも問題であるが、事後においても</p>
	<p>・予算執行を新年度初日に実施、決裁後、即、負担行為をすることとした。予算執行および負担行為をすることで、見積徴取、請書の徴取を遅延することなく実施できるようにした。</p> <p>正・副担当による二重確認、さらには、各館の館長による確認を行い、業務の未実施、遅延が発生しないような体制の構築を行った。</p> <p>・上記内容と同様</p> <p>・各個人の机上を整理し、業務上の書類等を個人で保管することを禁止し、指定の保管場所で管理することとした。</p> <p>・請求書については、受領次第、内容の確認、即、事務処理を進めるようにした。</p> <p>・年度当初に予算執行および負担行為をすることで、遡及事務及び、支払処理の遅延防止を図った。</p>

<p>事務処理が遅滞したことは、支払処理が遅延した一因である。</p> <p>(5) 業者との連絡調整が適切に行われなかつたもの</p> <p>事業の日程が予備日へ変更となった際、受講者にはその旨を連絡したもの、業者への連絡を怠っていた。</p> <p>業者は、日程変更前の日にちに託児出張したことで時間を拘束されており、必要のない負担を強いたことは不適切であった。</p> <p>(6) 受注者との協議記録を作成していなかつたもの</p> <p>工事や委託業務の契約締結後、受注者と発注者の間で行う協議は、当該業務等の実施形態に関する重要事項であるため、その協議内容を記録することが重要であるところ、支払遅延利息を請求しない旨の協議等の記録を作成していなかつた。</p> <p>(7) 起案文書に決裁日及び施行日が記載されていなかつたもの</p> <p>教育委員会文書取扱規程第33条では、文書を施行したときは、決裁を終えた文書に施行年月日を記入する旨が規定されているところ、予算執行伺等の文書において記入されていなかつた。また、各文書の様式には決裁日の記入欄があるため、決裁年月日を記入すべきである。</p> <p>なお、令和5年度定期監査においても同様の事例があり、スポーツ課には課員への周知徹底を求めていたものであるが、未だ改善されていないことは遺憾である。監査結果に対しては真摯に対応されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との連絡調整が必要な場合、正・副担当による二重確認、さらには、各館の館長に報告を行い、連絡漏れ等の防止を図った。 ・業者との協議の場合、内容にかかわらず、議事録として残すようにした。 ・起案文書の決裁日及び施行日記載について、課内で周知徹底した。
---	--